

キャンパスおだわらの公募型市民企画講座について

市民個人や、サークルやNPO法人などの市民グループの皆さん自身が企画し、運営して市民の皆さんに提供していく形の講座であり、「自分たちの活動の実績、あるいはノウハウ、自分たちが学んだことを他の人にも伝え継承したい」。こんな思いを実現する手段の一つが公募型市民企画講座です。

キャンパスおだわら講座として募集、皆さんの活動の成果など生かして市民の学びを広げていきます。

キャンパスおだわらで実施する講座の体系／位置付け

学習講座区分		概要
市民講座	・キャンパス講師講座	・講座の集約・会場確保・申込受付等の業務を民間団体に企画・運営する。
	・市民企画講座※	・個人（含むキャンパス講師）、サークルや団体の講座で企画・運営は各個人または団体が行う。
企業講座	・企業企画講座※	・企業の講座等で企画・運営は各実施団体が行う。
教育機関講座	・関係教育機関等企画講座※	・市内大学・高校等の講座等で企画・運営は各実施団体が行う。
行政講座	・行政企画講座 ・行政協働企画講座 ・出前講座 ・インターネット講座	・行政目的実現のため、市民に提供される講座で企画・運営は各行政所管で行う。

※網掛け部が対象です。

1. 講座募集について

(1) 応募方法

- ・随時受付しています。
- ・応募方法：別添の講座申請書（①「事業（講座）提案書」、②「個人、団体確認書」及び③「講座掲載申込書」に必要事項を記入して提出して下さい。

※ 講座申請書については、キャンパスおだわらHPからダウンロードして利用して下さい。なお、記入作成にあたり不明な点があれば、キャンパスおだわら学習相談窓口にご相談して下さい。

(2) 役割分担

《市民・団体講座企画者》	《キャンパスおだわら》	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の企画→事業計画書作成 ・ 会場確保 ・ チラシの原稿作成・印刷 ・ チラシの配布 ・ 資料等の原稿作成及び印刷 ・ 講座の申込受付 ・ 講座開催・運営 ・ 講師謝礼の支払他 ・ 事業報告書の作成 <p>以上に要する経費負担を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座企画・運営サポート ・ 情報の提供 ・ 会場の確保・紹介サポート ・ キャンパスおだわらHPへの情報掲載 ・ PLANETかながわへの掲載 ・ チラシ等の公共施設※への配布 <p>（※生涯学習センターけやき、国府津学習館及びまなびの相談室（マロニエ））</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講師紹介・企画内容相談他 類似講座情報他 会場確保、候補情報の提供

(3) 経費の負担について

講座開催にともなう経費については講座主催者（市民・団体）の経費負担が原則です。

※ 講座運営の補助業務サポートとして、例えば、講座の申込受付や当日対応業務（会場設営・受付、講座運営）等講座企画者から支援要請があった場合、協議により経費を有償で対応について、受皿を含め相談に応じます。

(4) 講座の開催期間と募集サイクル

- ・ 講座の開催期間・回数は企画者が定める。
 - ・ 講座は常時募集いたします。
- ※ 受講期間は1年を限度とする
- ・ 講座の開講は企画応募のおおむね4ヶ月後を目途とする。
 - ・ 募集に際して希望者を対象に要求によりオリエンテーションを開催する。

(5) 募集対象

- ・ 募集対象： 原則として小田原市に活動の拠点を置く、市民、及びサークルやNPO法人をはじめとした市民グループなど。

(6) 認定基準：※キャンパスおだわら講座基準と同じ。

認定にあたり、聞き取り確認への協力、会議での補足説明をお願いする場合があります。

- 1、 市民の学びに寄与する講座であること
- 2、 市民のニーズや社会の要請などに即した講座であること
- 3、 広く市民に開かれた講座であること
- 4、 原則として会場が市内であること
- 5、 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがないこと
- 6、 商品販売等の営利行為を主たる目的としないこと
- 7、 特定の政党または宗教を対象としたもの、又はそれらの利害に係るものでないこと
- 8、 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益とならないこと

(7). 講座実施の決定までの流れ

